

平成16年6月4日

株 主 各 位

広島県福山市王子町一丁目3番5号

青山商事株式会社

代表取締役社長 宮 前 省 三

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができます。

つきましては、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成16年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 広島県福山市王子町一丁目3番5号
青山商事株式会社 本社4階会議室
(末尾ご案内略図ご参照)
3. 会議の目的事項
報告事項 第40期（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告について
決議事項
第1号議案 第40期利益処分案承認について
第2号議案 定款一部変更について
議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」（22頁）に記載のとおりであります。
第3号議案 監査役3名選任について
第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈について
第5号議案 ストックオプションとしての新株予約権の発行について
議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」（24頁から25頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場の受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

営業報告書

(平成15年4月1日から
平成16年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 営業の経過及び成果並びに今後の対処すべき課題

当期におけるわが国経済は、輸出の増加や設備投資の増加などから緩やかな回復の兆しが見られました。

しかしながら、雇用・所得環境の低迷や年金問題など将来に対する不安感などから消費者マインドは引き続き低調に推移し、加えて、冷夏や暖冬などの天候不順、新規出店などによる競合激化など、紳土服業界を取り巻く環境は厳しい状況が続きました。

このような環境下、当社は競争力強化のため積極的な出店や移転・建替を行うと共に、前期に引き続き来店客数増加を目指した営業活動を展開いたしました。

この結果、当期の売上高は1,521億24百万円（前期比3.3%増）と2期連続の増収となりました。

売上総利益につきましては、営業店におけるハイグレード商品の販売努力等により売上総利益率が対前期比2.7ポイント改善したこと等により、844億22百万円（前期比8.6%増）となりました。

また、売上拡大のための広告宣伝費を中心とした販売費の増加や、販売員に対するインセンティブの支払い並びにパートタイマーの採用による人件費の増加、さらに積極的な出店、リニューアルに伴う賃借料、減価償却費の増加等により、販売費及び一般管理費は713億23百万円（前期比5.7%増）となりました。

この結果、営業利益は130億99百万円（前期比28.1%増）、経常利益は143億91百万円（前期比29.6%増）となり、営業利益は3期連続、経常利益は2期連続で増益を実現いたしました。

また、役員退職慰労引当金の過年度相当分の計上、店舗の閉店や移転・建替に伴う固定資産の除却損等により22億21百万円の特別損失が発生いたしました。

こうしたことから、当期純利益は前期に比べて23億33百万円増（前期比50.8%増）の69億26百万円となり、4期連続増益を実現いたしました。

以下、部門別の概況についてご報告申し上げます。

< スーツ事業 >

既存店の活性化が最重要課題であるとの認識のもと、価格訴求の販促など、さまざまな施策を実施したことにより、スーツ事業の既存店売上高は前期比0.2%増と、2期連続で増加いたしました。

このような努力が実を結び、スーツの販売着数は過去最高の226万4千着（前期比8.7%増）となり、スーツ事業の売上高は、1,395億55百万円（前期比5.7%増）となりました。

「洋服の青山」

半額セールなどの価格訴求を行う一方、サビルロウなどのハイグレード商品の販売も強化いたしました。広告宣伝においては、顧客データを活用した対象層別DMや若者向けCMにマイケル・オーウェン（イングランドのプロサッカー選手）を起用する等きめ細かなマーケティング戦略を実施いたしました。

店舗につきましては、積極的に出店や移転・建替、リニューアルを実施し、当期中に25店舗を出店、12店舗を移転するとともに1店舗を建替いたしました。

また、「青山スーツ工房」の5店舗を「洋服の青山」に変更する一方、「洋服の青山」4店舗を閉店いたしましたので、期末店舗数は609店舗となりました。

「青山スーツ工房」

平成16年2月に青森県内の3店舗と仙台市内の2店舗を「洋服の青山」に変更し、期末店舗数は26店舗となりました。

「ザ・スーツカンパニー」

最高のロケーションで高品質なハイファッションを低価格で提供するという思い切ったマーケティング戦略が支持され、当初の目標でありました“売上高3年で100億円”を達成することができました。また、更なる収益の拡大を目指しウィメンズの取扱を開始いたしました。

当期中にシャツ専門店を含めて5店舗出店し、1店舗を移転いたしましたので、期末店舗数は24店舗となりました。

< キャラジャ事業 >

当部門の売上高は、平成15年3月期に31店舗の閉店を実施したこともあり、125億68百万円（前期比17.6%減）となりました。

営業面では、店長への権限委譲を図り、販売力を強化するとともに、商品面では、「洋服の青山」の大量仕入の強みを生かすため仕入を一元化し、コスト低減を図るとともに「洋服の青山」と「キャラジャ」の商品交流を行うことで、ロスの排除などを実施いたしました。

こうしたことから、既存店売上高は、前年を維持することが出来、今までに実施した改革が着実に実を結んできております。

当期中に3店舗を閉店いたしましたので、期末店舗数は85店舗となりました。

[今後の対処すべき課題]

企業業績は回復基調にあるものの、厳しい雇用・所得環境から個人消費の本格的な回復については不透明感がぬぐえず、引き続き厳しい経営環境が続くものと思われまます。

このような環境の中、一層高まるお客様の商品、サービスに対するご要望にお応えすべく、機能、品質などを取り入れた高付加価値商品を、タイムリーに、お買い求めいただきやすい価格で提供し、他社との差別化の徹底を図ってまいります。

また、変化する経営環境の中、役員はじめ従業員一人一人がコンプライアンスの意義と重要性を正しく認識し、企業としてのルールを遵守すべく、平成15年9月に「コンプライアンス委員会」を設置いたしました。

全ての行動において法律・倫理を遵守したコンプライアンス経営を進め、また、お客様にご満足頂ける、商品・サービスの提供を通じ、社会に貢献してまいります。

当社は、平成16年5月に創立40周年を迎えましたが、株主の皆様をはじめ、多くの方々に、これまでのご厚情に対し感謝の意を表しますと共に、これまでに歩んでまいりました歴史を振り返り、創業の原点を忘れることなく、更なる業績向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は183億8百万円であります。

そのうち主なものは、営業店の新設（「洋服の青山」25店舗、「ザ・スーツカンパニー」4店舗、「ザ・シャツカンパニー」1店舗、合計30店舗）及び移転（「洋服の青山」12店舗、「ザ・スーツカンパニー」1店舗）・建替（「洋服の青山」1店舗）であります。

所要資金は全額自己資金をもって充ていたしました。

なお、当期中において新たに新店を出した営業店は次のとおりであります。

洋服の青山

営業店名	開店年月	営業店名	開店年月	営業店名	開店年月
福岡前原店	平成15年4月	茨城守谷店	平成15年4月	日向店	平成15年5月
都城早水店	平成15年5月	京都四條店	平成15年5月	小郡店	平成15年6月
岡山青江西店	平成15年10月	葛野大路店	平成15年5月	寝屋川高宮店	平成15年10月
福岡志免店	平成15年10月	寝屋川高宮店	平成15年10月	芦屋店	平成15年10月
真岡店	平成15年11月	金沢有松店	平成15年10月	高松十川店	平成15年10月
各務原店	平成15年11月	近江八幡鷹飼店	平成15年11月	福岡那の川店	平成15年11月
氷上店	平成15年11月	鈴鹿店	平成15年11月	西淀川歌島橋店	平成15年11月
篠山店	平成15年11月	フェニックスガーデン うきのじょう店	平成15年11月	佐賀兵庫店	平成15年11月
茅ヶ崎店	平成15年12月	名古屋天白店	平成15年12月	峰山店	平成15年12月

ザ・スーツカンパニー

営業店名	開店年月	営業店名	開店年月	営業店名	開店年月
リバーウォーク 北九州店	平成15年4月	福山口ツツ店	平成15年4月	町田店	平成15年5月
新橋内幸町店	平成15年10月				

(注) リバーウォーク北九州店は、平成16年2月に移転し、小倉店となっております。

ザ・シャツカンパニー

営業店名	開店年月
大宮西口店	平成15年9月

(3) 営業成績及び財産の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 37 期 (平成13年 3 月期)	第 38 期 (平成14年 3 月期)	第 39 期 (平成15年 3 月期)	第40期(当期) (平成16年 3 月期)
売 上 高	142,517	139,248	147,327	152,124
営 業 利 益	6,855	7,183	10,226	13,099
経 常 利 益	8,284	7,991	11,104	14,391
当 期 純 利 益	3,447	3,891	4,593	6,926
1株当たりの当期純利益	49円90銭	58円91銭	67円73銭	103円44銭
総 資 産	278,017	268,763	275,756	277,558
純 資 産	216,437	203,849	205,725	202,169

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たりの当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
なお、第38期から期中平均発行済株式数は、自己株式数を除いて算出しております。
3. 第38期に、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布 法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。
これにより、総資産及び純資産がそれぞれ113億14百万円減少しております。
4. 第39期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
5. 第40期から「商法施行規則の一部を改正する省令」に基づき、従来の「当期利益」「1株当たりの当期利益」は「当期純利益」「1株当たりの当期純利益」と表示しております。

2. 会 社 の 概 況 (平成16年3月31日現在)

(1) 主要な事業内容

当社は、紳士服及び関連洋品類を主に取扱う紳士服専門店で、「洋服の青山」の店名でロードサイド型店舗や都心型店舗を全国にチェーン展開しております。また、都心の20代から30代のビジネスマンを対象にした「ザ・スーツカンパニー」や、カジュアル専門店「キャラジャ」を展開しております。スーツ、ジャケット、礼服といった重衣料から普段着のカジュアルまで「より良いものをより安く」を経営理念として、お求めやすい価格で豊富な品揃えを図っております。

取扱い商品別の売上高構成は次のとおりであります。 (単位：百万円)

取扱い商品	第 39 期 (平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)		第40期(当期) (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	
	金 額	構 成 比 %	金 額	構 成 比 %
スーツ・スリーピース・中衣料	53,154	36.1	55,617	36.5
ジャケット	7,550	5.1	7,547	5.0
スラックス	8,717	5.9	8,722	5.7
コート	2,367	1.6	4,041	2.7
礼服	20,048	13.6	18,793	12.4
キャラジャ	15,253	10.4	12,563	8.3
洋品類その他	40,236	27.3	44,838	29.4
合 計	147,327	100.0	152,124	100.0

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 株 式 の 状 況

発行する株式の総数	174,641,100株
発行済株式数	67,394,016株
1単元の株式の数	100株
株 主 数	8,772名(前期末比1,727名減)

大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	議 決 権 比 率
	千株	%	千株	%
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株)信託口	8,441	12.53		
日本マスタートラスト 信託銀行(株)信託口	6,104	9.06		
(有)青 山 物 産	3,380	5.02		
青 山 五 郎	3,363	4.99		
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	2,240	3.32		
住友信託銀行(株) 信託B口	1,191	1.77		
資産管理サービス信託銀行 (株) 信 託 A 口	1,188	1.76		
インベスターズ バンク ウェスト トリーティ	1,173	1.74		
星 野 商 事 (有)	1,001	1.49		
(株) 三 井 住 友 銀 行	1,000	1.48		

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式1,519千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記の大株主から除いております。
 3. 自己株式について、株主名簿上は当社株式となっておりますが、実質的に所有していない株式100株が含まれております。

(3) 自己株式の取得、処分等及び保有

取得株式

普通株式	744,201株
取得価額の総額	1,229,406千円

処分株式

普通株式	618,223株
処分価額の総額	987,998千円

失効手続をした株式

該当事項はありません。

決算期末において保有する株式

普通株式	1,518,975株
------	------------

- (4) 株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の状況
 現に発行している新株予約権
 商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
 (平成14年6月27日開催の定時株主総会で決議)

新株予約権の数	915個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 91,500株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して払込をすべき額	1株当たり 1,599円
新株予約権の行使可能期間	平成16年7月1日から 平成19年6月30日まで

(注) 被付与者の退職等による権利喪失により、発行時総数から減少しております。

当期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権
 (平成15年6月27日開催の定時株主総会で決議)

a. 発行した新株予約権の数

1,100個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株)

b. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 110,000株

c. 新株予約権の発行価額

無償

d. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

1株当たり 1,907円

e. 新株予約権の権利行使期間

平成17年7月1日から平成20年6月30日までとする。

f. 新株予約権の権利行使の条件

ア. 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の従業員の地位を保有していることを要する。ただし、定年退職又は会社都合により地位を失った場合は、この限りではない。

イ. 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

ウ. 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めないものとする。

エ. その他の条件については、第39回定時株主総会及び新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

g. 新株予約権の消却事由及び条件

ア. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

イ. 新株予約権者がf.ア.に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及びf.イ.に該当することとなった場合は、その新株予約権を無償で消却することができる。

h. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

i. 新株予約権の有利な条件の内容

新株予約権を当社の従業員に対し無償で発行した。

j . 割当を受けた者の氏名と割当を受けた新株予約権の数
当社従業員（上位10名）

氏 名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
長谷川 清 秀	30個	普通株式 3,000株
新 川 信 男	30個	普通株式 3,000株
福 田 忠 彦	15個	普通株式 1,500株
坂 口 光	15個	普通株式 1,500株
毛 利 幸	15個	普通株式 1,500株
坂 下 康 則	15個	普通株式 1,500株
藤 井 芳 裕	15個	普通株式 1,500株
竹 内 勝 美	15個	普通株式 1,500株
安 部 啓 二	15個	普通株式 1,500株
三 浦 敦	15個	普通株式 1,500株

当社の従業員に対して付与した新株予約権の区分別内訳合計

新株予約権の数	1,100個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 110,000株
付与した者の総数	94名

(5) 従 業 員 の 状 況

区 分	従業員数 名	前期末比増減 名	平均年齢 歳	平均勤続年数 年
男 性	2,569	16 増	30.6	5.4
女 性	345	26 増	28.9	3.9
合計又は平均	2,914	42 増	29.2	5.1

(注) 従業員数には、嘱託（2名）、社外からの出向者（3名）を含み、社外への出向者（63名）、パートタイマー（1日8時間換算1,646名）は含んでおりません。

(6) 営業店舗一覽

(単位：店)

地域		期末店舗数	スーツ事業			キャラジャ業
			内 洋服の青山	内 青山 スーツ工房	内 ザ・スーツ カンパニー	内 キャラジャ
北海道		32	20	12	0	0
北海道	地方計	32	20	12	0	0
東北	青森県	10	9	0	0	1
	岩手県	9	6	2	0	1
	宮城県	14	8	3	1	2
	秋田県	8	7	0	0	1
	山形県	9	8	0	0	1
	福島県	12	2	9	0	1
東北	地方計	62	40	14	1	7
関東	茨城県	18	17	0	0	1
	栃木県	13	10	0	0	3
	群馬県	10	10	0	0	0
	埼玉県	25	23	0	1	1
	千葉県	25	24	0	0	1
	東京都	68	55	0	12	1
	神奈川県	31	28	0	1	2
関東	地方計	190	167	0	14	9
中部	新潟県	19	17	0	0	2
	富山県	7	6	0	0	1
	石川県	8	5	0	1	2
	福井県	4	4	0	0	0
	山梨県	6	4	0	0	2
	長野県	15	14	0	0	1
	岐阜県	11	10	0	0	1
	静岡県	21	20	0	0	1
愛知県	34	33	0	0	1	
中部	地方計	125	113	0	1	11
近畿	三重県	11	7	0	0	4
	滋賀県	10	9	0	0	1
	京都府	19	14	0	1	4
	大阪府	45	40	0	1	4
	兵庫県	45	30	0	1	14
	奈良県	9	8	0	0	1
	和歌山県	11	7	0	0	4
近畿	地方計	150	115	0	3	32
中国	鳥取県	5	3	0	0	2
	島根県	4	4	0	0	0
	岡山県	12	10	0	1	1
	広島県	25	19	0	2	4
	山口県	13	11	0	0	2
中国	地方計	59	47	0	3	9

(単位：店)

地 域		期末店舗数	スーツ事業			キャラジャ業
			内 洋服の青山	内 青 山 ス ー ツ 工 房	内 ザ・ス ー ツ カ ン パ ニ ー	内
						キャラジャ
	徳 島 県	6	5	0	0	1
	香 川 県	8	7	0	0	1
	愛 媛 県	8	8	0	0	0
	高 知 県	6	5	0	0	1
四 国 地 方 計		28	25	0	0	3
	福 岡 県	29	23	0	2	4
	佐 賀 県	8	8	0	0	0
	長 崎 県	7	6	0	0	1
	熊 本 県	12	9	0	0	3
	大 分 県	9	8	0	0	1
	宮 崎 県	12	10	0	0	2
	鹿 児 島 県	12	11	0	0	1
	沖 縄 県	9	7	0	0	2
九 州 地 方 計		98	82	0	2	14
合 計		744	609	26	24	85

- (注) 1. 「プラスエー・ザ・スーツ・アオヤマ」(平成16年3月末で1店舗(岡山県))は、「洋服の青山」に含めております。
 2. 「ザ・シャツカンパニー」(平成16年3月末で2店舗(東京都・埼玉県))は、「ザ・スーツカンパニー」に含めております。

(7) 企業結合の状況 重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社青山キャピタル	5,000百万円	100.0%	クレジットカード事業
株式会社アスコン	720百万円	56.1%	商業印刷物の企画・制作
ブルーリパース株式会社	10百万円	50.0%	縫製加工業
株式会社青五	200百万円	40.0%	雑貨販売業

企業結合の成果

当社の連結子会社は、 の4社であり、紳士服販売事業、商業印刷事業、カード事業及び雑貨販売事業の4事業を行っております。

連結の業績及び財産の状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	第 39 期 (平成15年3月期)	第 40 期 (当期) (平成16年3月期)
売 上 高	176,075	186,400
経 常 利 益	13,277	17,376
当 期 純 利 益	6,392	8,317
1株当たりの当期純利益	94円81銭	123円76銭
総 資 産	282,382	287,081
純 資 産	205,542	203,367
1株当たりの純資産	3,112円20銭	3,084円32銭

(注) 1. 1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式数により、また1株当たりの純資産は期末発行済株式数により算出しております。なお、1株当たりの各数値の計算については、発行済株式数から自己株式数を控除して算出しております。

2. 「1株当たりの当期純利益」及び「1株当たりの純資産」は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。

なお、セグメント別の売上高の状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	第 39 期 (平成15年3月期)	第 40 期 (当期) (平成16年3月期)
紳 士 服 販 売 事 業	147,327	152,124
カ ー ド 事 業	6,244	7,357
商 業 印 刷 事 業	9,188	9,142
雑 貨 販 売 事 業	16,619	20,815
消 去 又 は 全 社	(3,303)	(3,039)
合 計	176,075	186,400

(注) 「消去又は全社」は、セグメント間の内部売上であり、連結売上高より控除しております。

(8) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当又は主な職業
取締役会長 (代表取締役)	青 山 五 郎	
取締役副会長 (代表取締役)	青 山 陸 雄	
取締役社長 (代表取締役)	宮 前 省 三	
取締役副社長 (代表取締役)	宮 前 洋 昭	
専務取締役	青 山 理	営 業 本 部 長
常務取締役	真 野 耕 史	総 合 企 画 本 部 長 兼 第 一 商 品 部 長
取 締 役	金 生 嘉 夫	広 報 室 長 兼 東 京 本 部 長
取 締 役	宮 川 道 信	開 発 本 部 長
取 締 役	三 村 則 夫	管 理 本 部 長
取 締 役	橋 弥 良 一	総 合 企 画 本 部 長 補 佐 兼 I T 推 進 部 長
取 締 役	原 田 二 郎	第 一 営 業 部 長
取 締 役	川 本 健 三	営 業 企 画 部 長
取 締 役	藤 原 弘 太 郎	第 二 商 品 部 長
取 締 役	宮 武 真 人	社 長 室 長
常任監査役 (常 勤)	遠 藤 幸 辰	
監査役 (常 勤)	新 浜 英 明	税 理 士
監 査 役	藤 村 義 博	税 理 士
監 査 役	内 林 誠 之	弁 護 士

- (注) 1. 印は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 取締役宮武真人氏は、平成15年6月27日開催の第39回定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
3. 平成15年9月9日付にて下記取締役の担当が変更されました。

氏 名	変 更 後	変 更 前
真 野 耕 史	常務取締役総合企画本部長 兼 第 一 商 品 部 長	常務取締役総合企画本部長 兼 営 業 副 本 部 長
原 田 二 郎	取締役第一営業部長	取締役第一商品部長

貸借対照表

(平成16年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	143,127	流動負債	69,385
現金及び預金	19,469	支払手形	436
受取手形	20	買掛金	8,434
売掛金	5,568	一年以内償還予定の社債	20,000
有価証券	14,212	未払金	22,553
商品	31,923	未払費用	821
貯蔵品	148	未払法人税等	4,834
子会社短期貸付金	41,200	未払消費税等	372
前払費用	1,586	賞与引当金	927
繰延税金資産	1,391	設備支払手形	1,727
未収収益	39	その他	9,278
抵当証券	1,000	固定負債	6,003
特定債権信託	13,000	退職給付引当金	2,382
その他	13,674	役員退職慰労引当金	1,009
貸倒引当金	106	ポイント引当金	2,007
固定資産	134,431	その他	603
有形固定資産	69,090	負債合計	75,388
建物	35,453		
構築物	6,425	資 本 の 部	
車両運搬具	47	資本金	62,504
器具備品	4,639	資本剰余金	62,370
土地	21,975	資本準備金	62,324
建設仮勘定	548	その他資本剰余金	46
無形固定資産	852	自己株式処分差益	46
借地権	621	利益剰余金	99,075
商標権	1	利益準備金	2,684
ソフトウェア	117	任意積立金	88,900
電話加入権	111	別途積立金	88,900
投資その他の資産	64,487	当期末処分利益	7,491
投資有価証券	7,382	土地再評価差額金	19,372
子会社株式・子会社出資金	7,465	株式等評価差額金	6
長期貸付金	1,084	その他有価証券評価差額金	6
長期前払費用	1,379	自己株式	2,414
繰延税金資産	2,912	資本合計	202,169
敷金・保証金	43,444		
保険積立金	865	負債・資本合計	277,558
その他	57		
貸倒引当金	102		
資産合計	277,558		

損 益 計 算 書

(平成15年4月1日から
平成16年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
経 常	営業 損益の部	売 上 高	152,124
		売 上 原 価	67,702
		販売費及び一般管理費	71,323
		営 業 利 益	13,099
損 益 の 部	営業 外 損 益 の 部	営業外収益	
		受 取 利 息	923
		有 価 証 券 利 息	84
		受 取 配 当 金	83
		不 動 産 賃 貸 料	238
		そ の 他	349
		営業外費用	
		社 債 利 息	306
		そ の 他	80
		経 常 利 益	14,391
特 別 損 益 の 部	特別利益		
		固 定 資 産 売 却 益	134
	特別損失		
		固 定 資 産 除 却 ・ 売 却 損	1,326
	過年度役員退職慰労引当金繰入額	894	2,221
	税引前当期純利益		12,304
	法人税、住民税及び事業税	6,481	
	法人税等調整額	1,102	5,378
	当期純利益		6,926
	前期繰越利益		572
	土地再評価差額金取崩額		7
	当期末処分利益		7,491

(注) 1. 百万円未満の金額は、切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品：個別法による原価法
貯蔵品：最終仕入原価法による原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	定率法 なお、主な耐用年数は建物6年～50年、構築物10年～50年、器具備品3年～20年であります。
無形固定資産	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により、発生翌事業年度より損益処理しております。

役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(会計方針の変更)

当社の役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、当期より「役員退職慰労金内規」に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。

この変更により、当期発生額115百万円を販売費及び一般管理費に計上し、過年度相当額2,683百万円については当期から3年間で均等償却することとし、当期負担額894百万円は特別損失に計上しております。この結果、従来の方法に比較して、営業利益及び経常利益はそれぞれ115百万円減少し、税引前当期純利益は1,009百万円減少しております。

ポイント引当金 販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当期末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

- (6) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (7) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理
ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段...為替予約等
ヘッジ対象...外貨建金銭債務等
ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ手段の変動額累計とヘッジ対象の変動額累計とを比較し、その変動額の比率等によって有効性の評価を行うものとしております。
- (8) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。
- (9) 当期より改正後の商法施行規則の規定に基づいて計算書類等を作成しております。

3. 貸借対照表の注記

- (1) 子会社に対する金銭債権債務
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 41,258百万円 |
| 短期金銭債務 | 2,075百万円 |
| 長期金銭債務 | 20百万円 |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 49,390百万円
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機一式及びその他の事務用機器の一部並びに盗難防止装置については、リース契約により使用しております。
- (4) 事業用土地の再評価
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を資本の部に計上しております。
- ・再評価の方法...土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出
 - ・再評価を行った年月日...平成14年3月31日
 - ・再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額... 2,017百万円
- (5) 旧商法第210条ノ2の規定に基づく自己株式取得方式によるストックオプション残高
- | | |
|--------------------------|----------|
| 平成12年6月29日開催第36回定時株主総会決議 | |
| ・株式の種類 | 普通株式 |
| ・譲渡予定残数 | 449,500株 |
| ・譲渡価額 | 1,591円 |
| 平成13年6月28日開催第37回定時株主総会決議 | |
| ・株式の種類 | 普通株式 |
| ・譲渡予定残数 | 91,800株 |
| ・譲渡価額 | 1,805円 |

4. 損益計算書の注記

(1) 子会社との取引高

売上高	83百万円
販売費及び一般管理費	3,011百万円
営業取引以外の取引高	693百万円

(2) 1株当たりの当期純利益

103円44銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	6,926百万円
普通株主に帰属しない金額 (うち利益処分による役員賞与金)	131百万円 (131百万円)
普通株式に係る当期純利益	6,795百万円
普通株式の期中平均株式数	65,692,959株

5. 退職給付関係の注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金制度として、退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	2,356百万円
未認識数理計算上の差異	26百万円
退職給付引当金	2,382百万円

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	263百万円
利息費用	56百万円
数理計算上の差異の損益処理額	22百万円
退職給付費用	342百万円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.5%
数理計算上の差異の処理年数	3年

6. 税効果会計の注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税等	402百万円
賞与引当金	373百万円
貸倒引当金超過額	84百万円
退職給付引当金	859百万円
役員退職慰労引当金	407百万円
ポイント引当金	809百万円
減価償却費超過額	736百万円
その他	634百万円
繰延税金資産合計	4,307百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	4百万円
繰延税金負債合計	4百万円
差引：繰延税金資産の純額	4,303百万円

利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額
<u>当期末処分利益の処分</u>	
当 期 未 処 分 利 益	7,491,121,361
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 配 当 金 (1株につき 普通配当金 35円) (創立40周年記念配当金 5円)	2,635,001,640
役 員 賞 与 金 (う ち 監 査 役 賞 与 金)	131,100,000 (6,220,000)
任 意 積 立 金	
別 途 積 立 金	4,200,000,000
次 期 繰 越 利 益	525,019,721
<u>その他資本剰余金の処分</u>	
そ の 他 資 本 剰 余 金	46,897,649
これを次のとおり処分いたします。	
そ の 他 資 本 剰 余 金 次 期 繰 越 高	46,897,649

独立監査人の監査報告書

平成16年5月24日

青山商事株式会社

代表取締役社長 宮 前 省 三 殿

監 査 法 人 ト マ ツ

代表社員 関与社員	公認会計士	廣 川 英 資 ㊞
関与社員	公認会計士	世 良 敏 昭 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、青山商事株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第40期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

重要な会計方針に記載のとおり、会社は当営業年度に役員退職慰労金を支出時の費用として処理する方法から役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を引当計上する方法に変更した。この変更は、役員の内任期間の長期化により金額の重要性が増してきたこと、また、近年の役員退職慰労金の引当金計上が会計慣行として定着しつつあること、及び役員退職慰労金内規の改訂を行ったことを踏まえ期間損益の適正化及び財政内容の健全化を図るために行ったものであり相当と認める。

(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。

(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。

(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第40期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会の定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社に対し営業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務も含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成16年5月26日

青山商事株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	遠藤 幸辰	㊟
監査役（常勤）	新浜 英明	㊟
監査役	藤村 義博	㊟
監査役	内林 誠之	㊟

(注) 監査役 新浜英明、監査役 藤村義博及び監査役 内林誠之は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

議決権行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 658,243個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第40期利益処分案承認について

議案の内容は、添付書類19頁に記載のとおりであります。

今後の経営環境を勘案して経営体質の強化及び財務の健全性の確保などのために、内部留保にも配慮いたしたいと存じます。当期末の利益配当金につきましては、当社が平成16年5月に創立40周年を迎えることができましたことを記念し、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するため、1株につき普通配当金35円に、創立40周年記念配当金5円を加えて、合計40円とさせていただきますと存じます。

また、役員賞与金につきましては、131,100千円（うち取締役賞与金124,880千円、監査役賞与金6,220千円）とさせていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更について

1. 変更の理由

(1) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成15年法律第132号）が平成15年9月25日に施行され、定款の定めに基づいて、取締役会決議による自己株式の取得が認められたことに伴い、機動的な資本政策を遂行できるように、定款第6条（自己株式の取得）の規定を新設するものであります。

(2) 条文の新設に伴い、従来の条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（現行定款中変更のない条の記載は省略してあります。）

（下線は変更部分を示します。）

現 行	変 更 案
<p><新設></p> <p>第6条～第32条</p> <p><条文省略></p>	<p><u>（自己株式の取得）</u></p> <p><u>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>第7条～第33条</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p>

第3号議案 監査役3名選任について

監査役新浜英明、藤村義博、内林誠之の3氏は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査役候補者大木洋氏の監査役就任の時期は、国家公務員法の定めるところにより平成16年7月12日といたしたいと存じます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社株式数
1	新浜英明 (昭和12年12月27日生)	平成7年7月 下関税務署長 平成8年7月 退官 平成10年7月 当社監査役(現任)	8,300株
2	内林誠之 (昭和24年5月12日生)	昭和51年4月 大阪地方裁判所裁判官判事補任官 昭和54年4月 松山地方・家庭裁判所転任 昭和56年3月 裁判官退官 昭和56年5月 弁護士開業 平成13年6月 当社監査役(現任)	0株
3	大木洋 (昭和18年10月27日生)	平成10年7月 海田税務署長 平成11年7月 広島国税局調査査察部査察管理課長 平成12年7月 広島国税局調査査察部次長 平成13年7月 広島国税局調査査察部長 平成14年7月 退官 平成14年8月 税理士登録・開業	0株

- (注) 1. 新浜英明、内林誠之、大木洋の各氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。
2. 監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈について

本總會終結の時をもって、任期満了により監査役を退任されます藤村義博氏に対し、株主各位の御賛同を得て、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議に御一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
藤村義博	平成5年7月 当社監査役(現任)

第5号議案 ストックオプションとしての新株予約権の発行について

商法第280条ノ20及び同280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社子会社の取締役、従業員に対し新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社及び当社子会社の取締役、従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権割当てを受ける者

当社及び当社子会社の取締役、従業員に対し割当てするものとする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式1,468,500株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

14,685個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、上記2.(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行の日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成18年7月3日から平成21年6月30日まで（3年間）

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職または会社都合により地位を失った場合はこの限りではない。

新株予約権の質入れ、相続は認めないものとする。

その他の条件については、第40回定時株主総会及び新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

本件新株予約権は、新株予約権者が(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が死亡した場合は、その新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

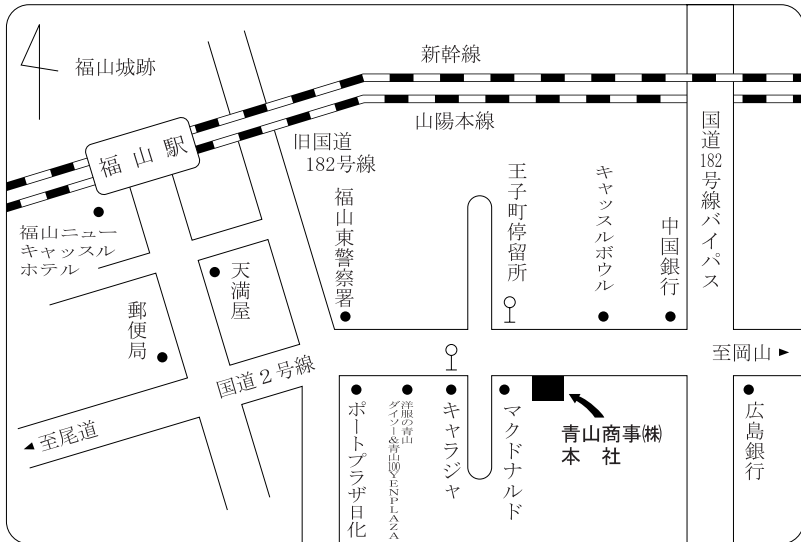
新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

以上

<MEMO>

〔株主総会会場ご案内略図〕

会 場 広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号
青山商事株式会社 本社 4 階会議室
電話 (0 8 4) 9 2 0 - 0 0 5 0



交通 JR山陽新幹線・山陽本線福山駅から 2 km
中国バス・井笠バス王子町停留所前